

第4回地域力創造有識者会議 参考資料

(平成21年4月28日(火) 三田共用会議所)

1 「地域力」要素分解図	1
--------------	---

2 地域力創造データバンク	2
---------------	---

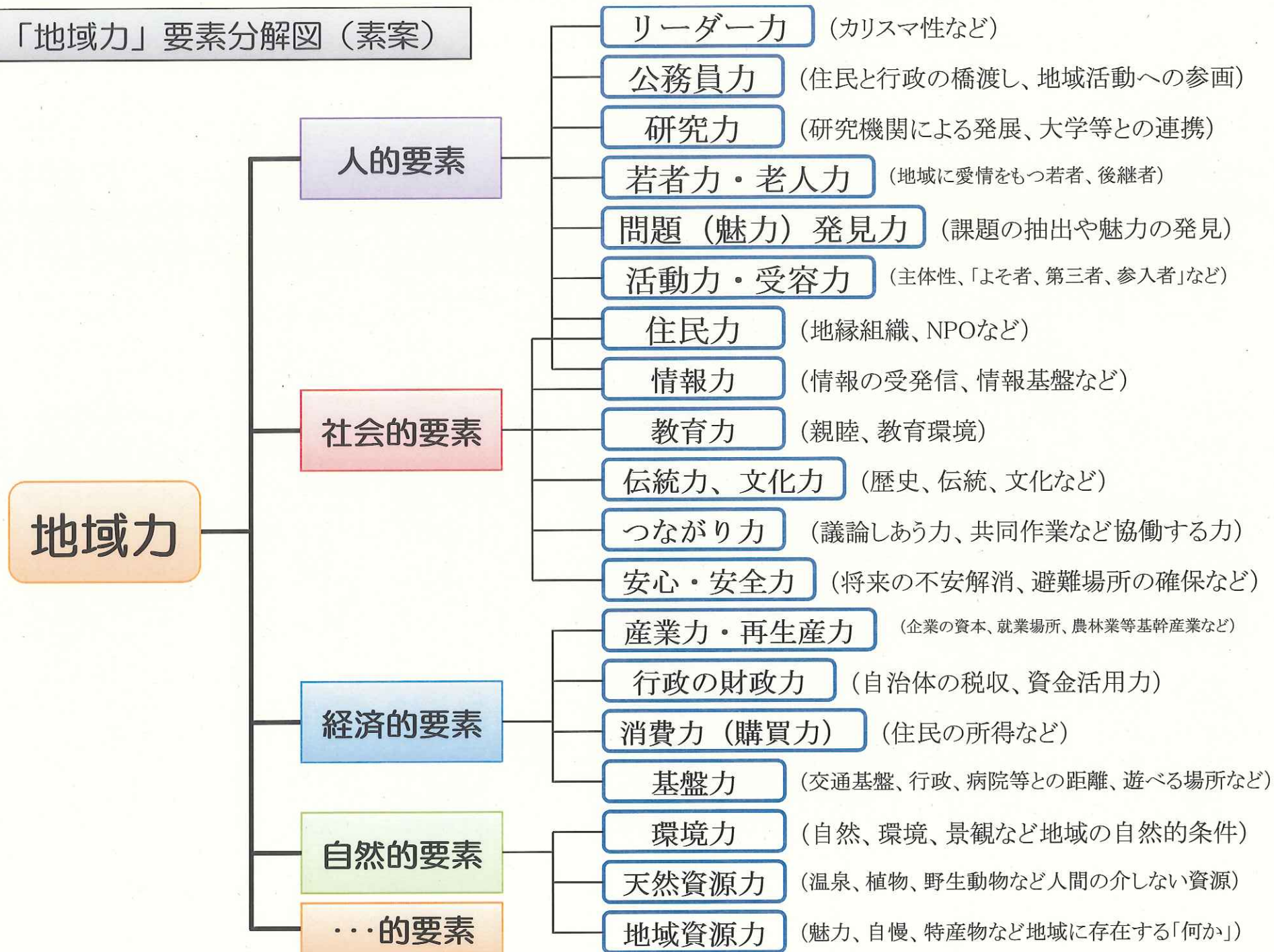
3 地域力創造プラン(鳩山プラン)	4
-------------------	---

- ・定住自立圏構想
- ・地域連携による「自然との共生」の推進
- ・地域おこし協力隊、流域協定 等

4 集落対策の推進について	14
---------------	----

5 地域力創造対策について	17
---------------	----

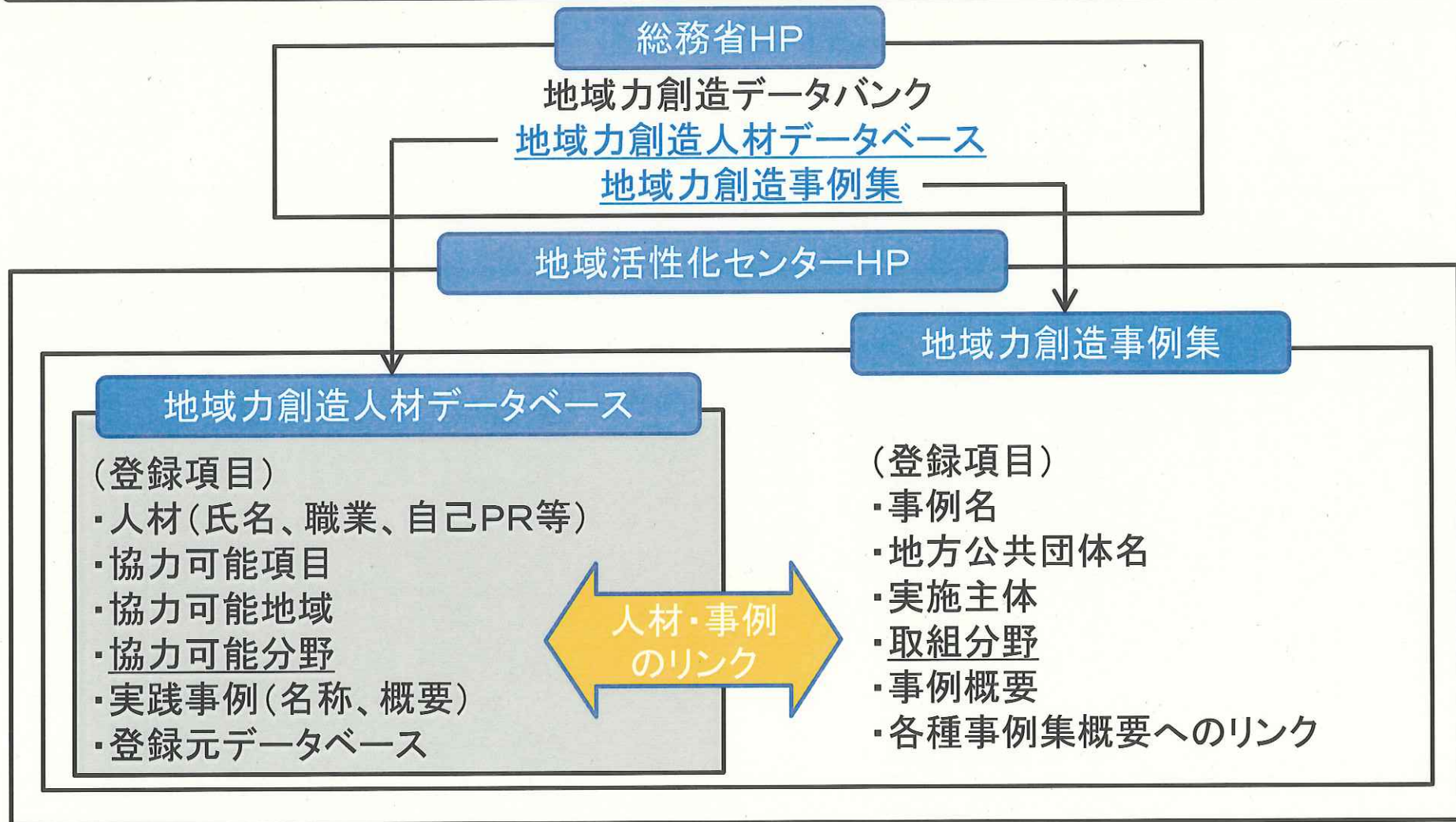
「地域力」要素分解図（素案）



地域力創造データバンク

概要

地域力の創造に取り組む主体に対して、人材及び事例に関する情報を相互にリンクさせつつ、ワンストップで提供し、ソフト面からその取組を支援するもの。



地域力創造データバンク登録情報

地域力創造事例集(人材・事例:1,302件)

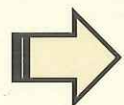
- ◆地域づくり総務大臣表彰優良事例集 (総務省地域政策課)
- ◆市町村の活性化新規施策200事例 (総務省地域振興室)
- ◆地域づくりキーワードBOOK (総務省地域振興室)
- ◆過疎地域自立活性化優良事例表彰 (総務省過疎対策室)
- ◆地方行政改革事例集 (総務省行政体制整備室)
- ◆地域活性化ハンドブック (地域活性化センター)
- ◆地域再生マネージャー事業 (ふるさと財団)
- ◆電子自治体ベストプラクティス (LASDEC(地方自治情報センター))

地域力創造人材データベース(人材:291件)

- ◆地域人材ネット (総務省地域自立応援課)
- ◆地方公営企業等経営アドバイザー (総務省公営企業課)
- ◆地域づくり人材データ (地域活性化センター)
- ◆地域情報化アドバイザー (APPLIC(全国地域情報化推進協会))
- ◆人材ネットバンク (地域創造)
- ◆地域再生人材相談窓口「いいひと人材情報デスク」 (ふるさと財団)

地域力創造プラン（鳩山プラン）～自然との「共生」を核として～

- 縄文以来、「自然との共生」を基本としてきた我が国の歴史・文化に基づき、「人も自然界の一員」という姿勢のもと、豊かな自然環境を守りながら、活力ある地域社会を形成。



様々な主体が連携して地域力を高めるための取組を展開

1. 定住自立圏構想の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化などで相互に役割分担し、定住の受皿を形成

- 先行実施団体（21市、19圏域）との意見交換を踏まえ、要綱及び支援策の取りまとめ
- 先行実施団体においては平成21年度中の協定締結を目指し、これを踏まえ、全国展開を図る

2. 地域連携による「自然との共生」の推進

自然保護活動等へ都市住民が参画する仕組み作りやCO2排出削減活動の促進

- 都市住民を「地域おこし協力隊員（仮称）」として長期派遣
- 流域の自治体間の協定で、森林保全等のボランティア活動を促進
- 自治体が行う「カーボン・オフセット協定」
- 低炭素社会（太陽光発電、エコ改修等）の実現

3. 条件不利地域の自立・活性化の支援

「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生

- 医療、介護、生活の足の確保
- デジタル・ディバイドの解消
- 「集落支援員」による集落再生
- 新たな過疎立法への対応

定住自立圏構想の取組状況

◎定住自立圏構想研究会(座長:佐々木毅 学習院大学教授)報告書 (平成20年5月)

◎地域活性化統合本部のもと、各府省が連携して本構想を推進

経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)

- ・定住自立圏構想をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。

◎総務省の取組

- 総務省「地域力創造本部～定住自立圏構想推進のために」を設置(平成20年7月4日)
- 研究会に引き続き、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を開催
 - ・ 座長:佐々木毅 学習院大学教授
 - ・ 研究会構成員であった有識者に加えて、関係各省(厚労省、農水省、国交省、経産省)も参加
- 先行実施団体の募集 ⇒ 中心市24市(22圏域)などを決定
- 「定住自立圏構想推進要綱」(総務事務次官通知)を地方自治体宛に通知
 - 総務省による財政措置の概要を公表(平成20年12月26日)
- 定住自立圏構想の推進に向けた関係各省による支援策、総務省による地方財政措置について、地方自治体宛に通知(平成21年4月1日)

◎平成21年4月から要綱を施行し、全国展開へ

- ・ 先行実施団体においては、中心市21市(20圏域)が中心市宣言を実施(平成21年4月27日時点)

定住自立圏構想推進要綱の概要

中心市

- ①人口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）



①中心市宣言

○中心市と連携する意思を有する周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思等を公表



②定住自立圏形成協定

周辺市町村

○中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村

※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断



協定

周辺市町村



周辺市町村



協定

○人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担し、連携していくことを明示

定住自立圏の形成

③定住自立圏共生ビジョン

○中心市が策定

○定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載



定住自立圏同士の連携も期待

高次都市機能を有する都市を中心市とする
定住自立圏

連携

基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏

中心市宣言の状況（H21. 4. 27時点）

○中心市は、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、中心市宣言を実施。

○平成21年4月27日現在、先行実施団体（中心市24市、22圏域）のうち、21団体(20圏域)が中心市宣言を実施。

1 中心市宣言を実施している先行実施団体（21団体、20圏域）

県名	中心市名	宣言日	県名	中心市名	宣言日
山口県	下関市	平成21年 2 月 16 日	福島県	南相馬市	平成21年 3 月 25 日
新潟県	長岡市	平成21年 3 月 2 日	宮崎県	日向市	平成21年 3 月 27 日
香川県	高松市	平成21年 3 月 4 日	鹿児島県	鹿屋市	平成21年 3 月 27 日
鳥取県	倉吉市	平成21年 3 月 9 日	福岡県	久留米市	平成21年 3 月 30 日
宮崎県	延岡市	平成21年 3 月 17 日	鹿児島県	薩摩川内市	平成21年 3 月 30 日
岡山県	備前市	平成21年 3 月 18 日	滋賀県	彦根市	平成21年 4 月 15 日
青森県	八戸市	平成21年 3 月 19 日	宮崎県	都城市	平成21年 4 月 22 日
埼玉県	秩父市	平成21年 3 月 19 日	福岡県	八女市	平成21年 4 月 24 日
秋田県	由利本荘市	平成21年 3 月 19 日	高知県	四万十市	平成21年 4 月 27 日
長野県	飯田市	平成21年 3 月 24 日		宿毛市	
岐阜県	美濃加茂市	平成21年 3 月 24 日			

2 中心市宣言を予定している先行実施団体（3団体、2圏域）

米子市（鳥取県）・松江市（島根県）、中津市（大分県）

地域力創造プラン（鳩山プラン）～自然との「共生」を核として～

○ 縄文以来、「自然との共生」を基本としてきた我が国の歴史・文化に基づき、「人も自然界の一員」という姿勢のもと、豊かな自然環境を大事にしながら、活力ある地域社会を形成。



様々な主体が連携して地域力を高めるための取組を展開

1. 定住自立圏構想の推進

2. 地域連携による「自然との共生」の推進

3. 条件不利地域の自立・活性化の支援

低炭素社会の実現に向けて地域連携による「自然との共生」の推進を図る

(1) 「地域おこし協力隊」

- 意欲ある都市住民(若者等)を農山漁村などの「担い手」として育てる
- 受入れを行う自治体に対し、支援

●地域おこし協力隊

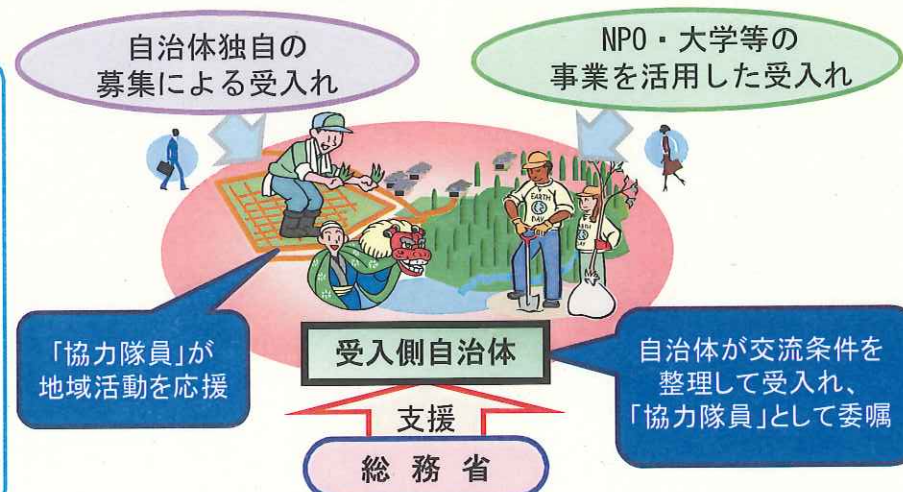
おおむね1年以上3年以下、地域で生活し、水源保全活動、農林漁業の応援等の地域活動を実施

●自治体

協力隊員を様々な方法で募集して受け入れ、協力隊員の地域活動をコーディネート(定住・定着に向けたフォローアップも別途実施)

●総務省

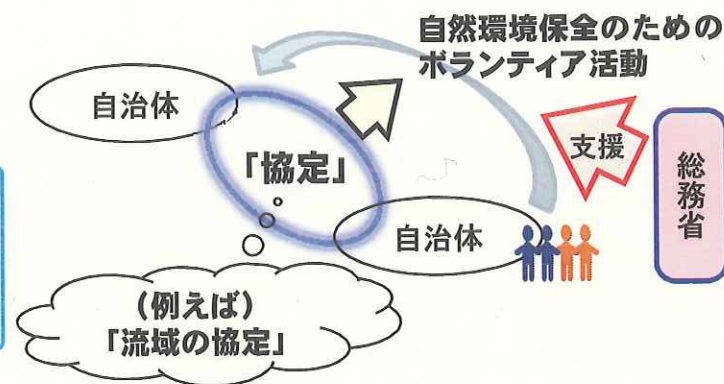
自治体が交流条件を整理して取り組む場合に、包括的に支援



(2) 「流域の協定」などに基づく「自然との共生」

- 同一流域内の自治体間等の「協定」に基づく、自然環境保護を目的としたボランティア活動に住民が参画する仕組みを支援

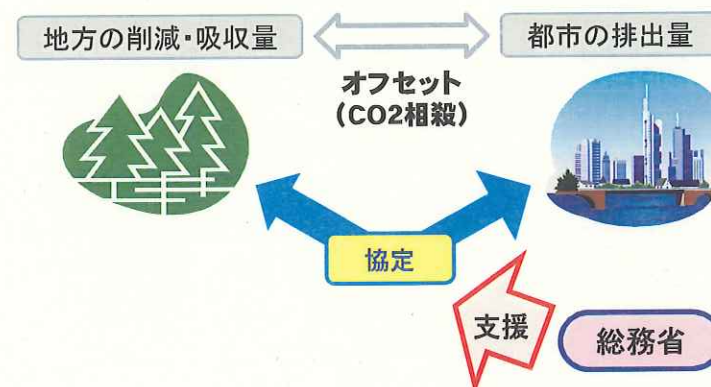
- 複数の自治体間で「協定」を締結 ⇒ 地域間連携の具体的仕組み
- 自治体は、「協定」に基づき、事業を企画、参加者募集などを行う
- こうした仕組みに基づき、住民が、水路整正や除草作業、植林などの自然環境保護を目的としたボランティア活動を展開



(3) カーボン・オフセット協定の推進

- 自治体(都市と地方)間あるいは自治体と企業等の中での「カーボン・オフセット協定」の取組を支援

- 自治体が行う地方の森林整備、作業道整備などの受け入れ体制整備、環境学習、啓発活動
- CO2排出削減量の検証、検証結果の認証
- 自治体が企業等に対して行う周知・説明 等



(4) 環境負荷低減のための取組の推進

- 資源の地域循環を図るなど、環境負荷を低減するための取組を多面的に展開する自治体を積極的に支援

- 太陽光発電システム等、クリーンエネルギーを活用した設備の導入促進
- 未利用バイオマス資源や地域木材の利活用促進
- 食育との連携による有機地場農産物等の消費拡大の推進 等

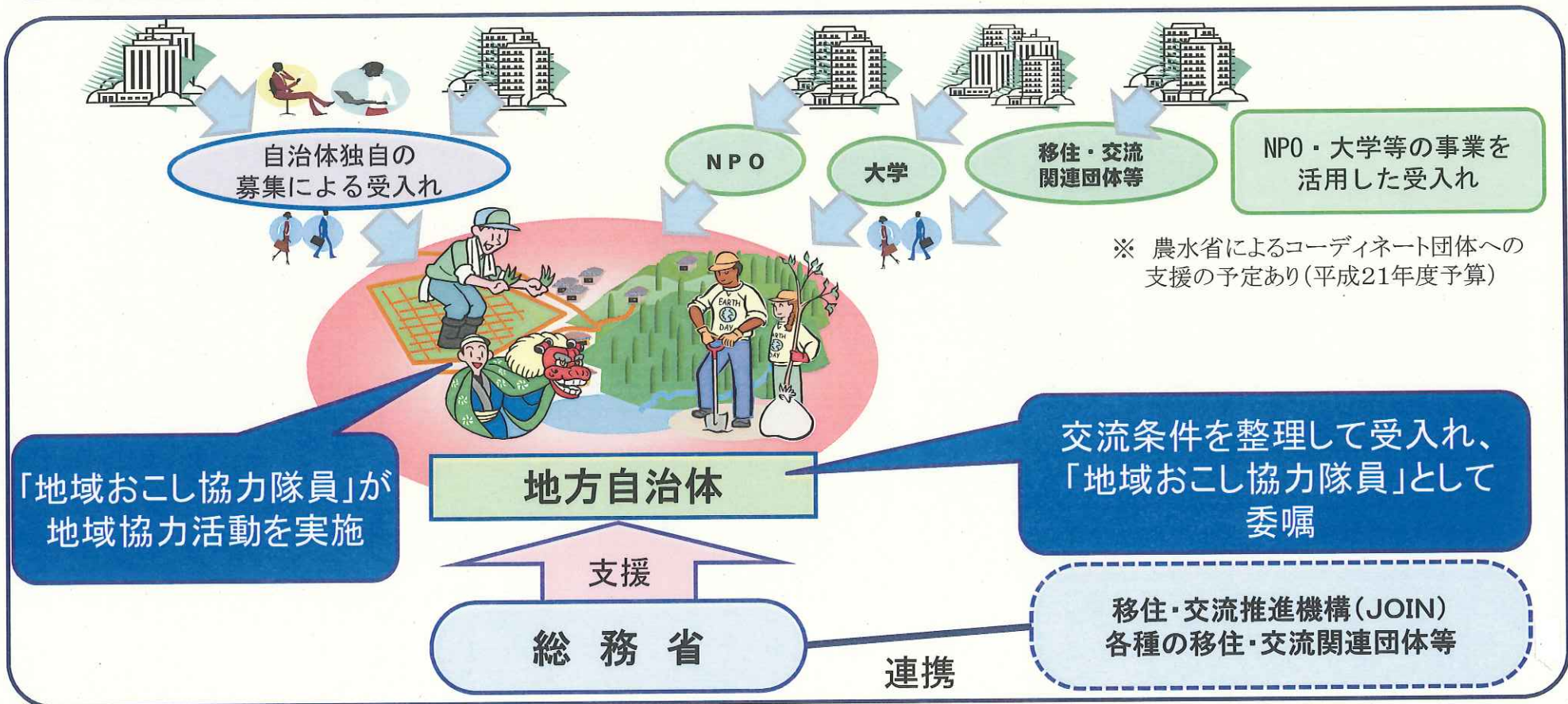


地域おこし協力隊について

～ 意欲ある都市住民(若者等)を、地域社会の新たな担い手へ ～

平成21年度に300人程度 3年後に毎年3,000人規模を目指す

- ・**地域おこし協力隊員**＝概ね1年以上3年以下、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動を実施
- ・**地方自治体**＝都市住民を様々な方法で募集して受け入れ、地域おこし協力隊員に委嘱。地域協力活動をコーディネート
(定住・定着に向けたフォローアップも別途実施)
- ・**総務省**＝地方自治体に対して、財政措置、情報提供等により支援



地域おこし協力隊の対象について

1 地域おこし協力隊員

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者
 - ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表
 - ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下
 - ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者
- なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

2 地域協力活動

地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとする。

(地域協力活動の例)

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
 - ・水源地の整備・清掃活動等
- 環境保全活動
 - ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
 - ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等

○地域おこしの支援

- ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
- ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
- ・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について (※以下の通り検討中)

- ① 地方自治体が、「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合の財政支援については、平成21年度から、報償費など概ね次に掲げる経費が必要となることを踏まえ、地域おこし協力隊員1人あたり350万円程度(報償費等については200万円程度)の特別交付税措置を行う。(財政力を加味した措置とするかなどについても検討中)
- ② 要綱における「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等」及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」の範囲をはじめ具体的な隊員の対象範囲などについては、地方自治体等の意見も参考としながら決定する。

【必要経費の例】

○地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

- ・都市部における募集・PR費
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

○地域おこし協力隊員の活動に要する経費

- ・報償費等
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・隊員の研修受講に要する経費 等

「流域協定」をはじめとする地域間連携協定による「自然との共生」

「自然との共生」 「循環的な社会システム」 「都市と地方の交流を創出」 「地域間連携」

➡ 同一流域内の地方自治体間の「流域協定」等に基づく、自然環境保護を目的としたボランティア活動（流域ボランティア等）に住民が参画する仕組み

（例）➡ 流域単位の循環を基礎とした「流域協定」

「流域協定」などに基づく
「自然との共生」

地方自治体

水路保全や除草作業、植林などの
自然環境ボランティア活動を展開

「協定」＝地域間の連携

（例えば）
「流域協定」

地方自治体

支援

総務省

集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）
（平成 20 年 8 月 1 日総行過第 95 号 総務省通知）

進め方等

1 集落支援員の設置

- 市町村に「**集落支援員**」を設置。
- 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO 関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

2 集落点検の実施

- 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員
による支援

3 集落のあり方についての話し合い

- 住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進
（「集落点検」の結果を活用）
- 集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援

集落支援員
による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と
認められる施策

積極的に実施

集落支援員
による支援

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPO への集落支援員に相当する業務を委託する 等）

- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知 等

- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 など

- ◎ 集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置（※）
※ 過疎法・離島振興法・半島振興法・山村振興法等の指定市町村への限定なし。
- ◎ 集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

平成20年度の取り組み状況等

○都道府県分 11府県

○市町村分 26道府県 66市町村

○専任の「集落支援員」の設置数 199人

- ・地域コーディネーター（岩手県田野畑村） 3人
- ・喜多方市過疎集落支援員（福島県喜多方市） 5人
- ・色川地域集落支援員（和歌山県那智勝浦町） 1人
- ・里山プランナー（島根県） 4人
- ・地域マネージャー（島根県雲南市） 23人 など

※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 約2,000人

○平成20年度の特別交付税措置について

集落支援員の設置、集落点検及び話し合いに要する経費について、「特別交付税に関する省令」の本則に規定（3月分）

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ・専任の集落支援員の場合 | 集落支援員1人当たり 2,200千円(※) |
| ・自治会長など他の業務との兼任の場合 | 集落支援員1人当たり 400千円(※) |

(※) 調査した額が下回る場合、当該額

集落支援員の取り組み事例

福島県喜多方市

10集落に5人の集落支援員(喜多方市過疎集落支援員)を設置

人材

地域の実情に詳しい人材
(行政経験者、農業関係業務の経験者 等)

業務内容

地区担当の市職員等と連携し、集落を巡回

ポイント

集落支援員と市職員が協働して集落対策に取り組む



島根県

県内5市町村をモデル事業の対象に選定し、4人の集落支援員(里山プランナー)を設置

人材

島根県中山間地域研究センター客員研究員
(事業実施にあたり、やる気のある方を公募)

業務内容

地域の課題を抽出し、必要な機能・サービスを検討

ポイント

- ・ 県の予算的・人的支援をモデル市町村へ集中
- ・ 蓄積したノウハウにより、全県的な取り組みを推進

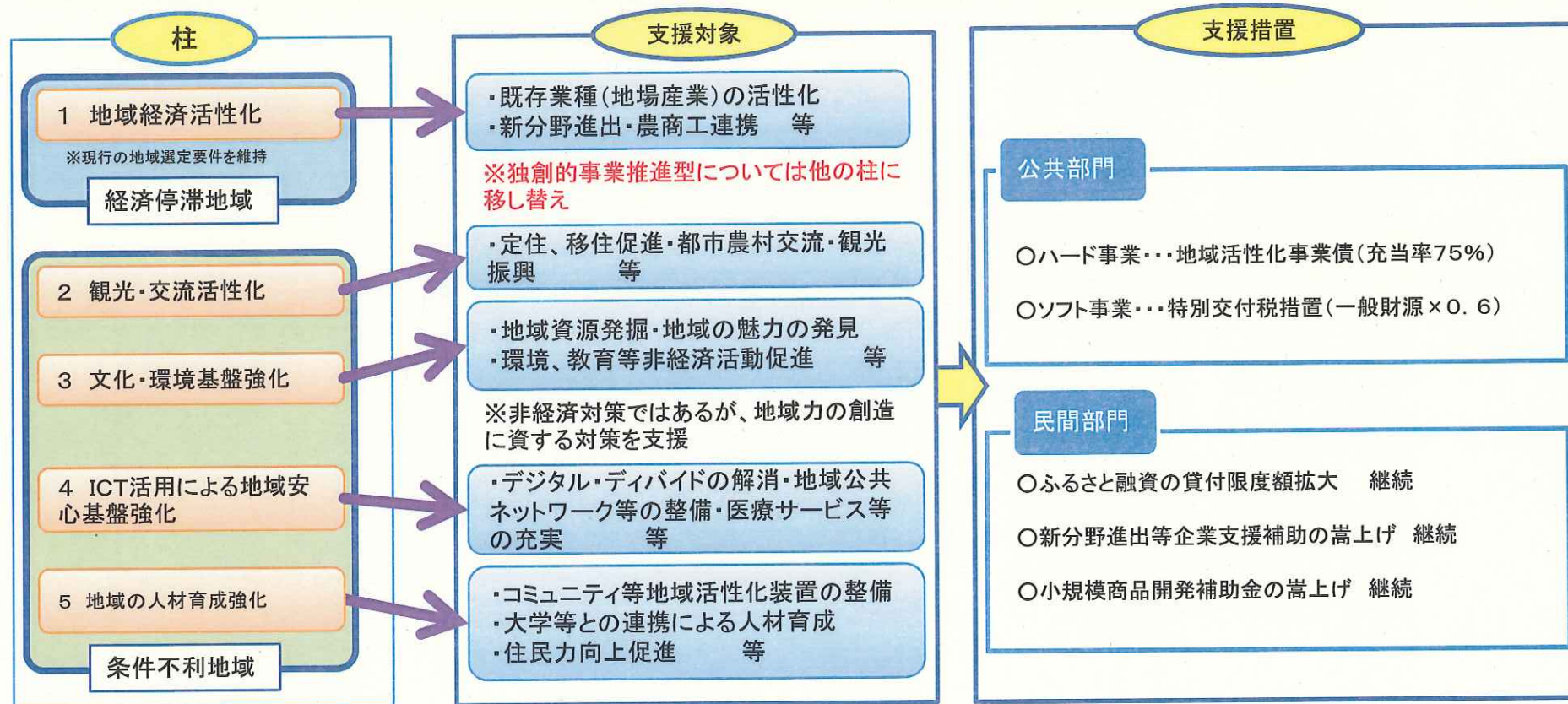


平成21年度以降の地域経済活性化対策について

『地域力創造対策(仮称)』としてリニューアル(スキームは維持)

【対策の方向性】

本対策は、昭和53年の特定不況地域振興総合対策に始まる累次の地域経済活性化対策であり、現行の「特定地域経済活性化対策」は平成20年度で期限切れとなる。総務省においては、本年度、地方自治体、住民、企業、NPO等様々な人材の協働により「地域力」を高める取組を支援するために、地域力創造本部を設置し、省を挙げて地域力創造の促進を図っていくことから、本対策についても、経済停滞地域の活性化に加え、各地域の地域力創造施策の促進を対象としてリニューアルする。



条件不利地域とは、過疎地域、山村振興地域、豪雪地域、離島地域又は半島地域等の選定を受けている地域をいう。

